

青森県報

第九百十五号

令和七年
五月十九日
(月曜日)

目次

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……一
○右 同……………(同) ……一
○右 同……………(同) ……二
○右 同……………(同) ……二
○都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二

出先機関

- 土地改良区の清算人の就任……………(三八農林水産事務所) ……三

公安委員会

- 運転免許取得者等教育の認定の取消し……………(運転免許課) ……四
○運転免許取得者等検査の認定の取消し……………(同) ……四

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、吉川堰地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業(用排水施設整備))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して

十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年五月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、悪戸・小沢地区の県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業(農業用排水施設整備)(農道整備))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年五月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、今別地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年五月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、水木地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和七年五月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年五月二十日から同年六月九日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和七年五月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号むつ横浜線、三・四・九号高待二枚橋線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

（一・五・一号むつ横浜線）

むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、大字奥内字金谷沢、大字奥内字今泉、大字奥内字浅沢、大字奥内字曲久保、大字奥内字鍋谷道、大字奥内字釜谷道、大字奥内字館ノ下、大字奥内字小渡、大字奥内字沢ノ下、大字奥内字栖立場、大字奥内字品ノ木、大字奥内字近川、大字中野沢字穴明窪、大字中野沢字上山道、大字中野沢字中田道、大字中野沢字高梨子川代、大字中野沢字上田、大字中野沢字畑沢野の各一部

（三・四・九号高待二枚橋線）

なし

2 追加される土地の区域

（一・五・一号むつ横浜線）

むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、大字奥内字金谷沢、大字奥内字今泉、大字奥内字迎関、大字奥内字高館、大字奥内字浅沢、大字奥内字曲久保、大字奥内字鍋谷道、大字奥内字釜谷道、大字奥内字館ノ下、大字奥内字小渡、大字奥内字沢ノ下、大字奥内字栖立場、大字奥内字品ノ木、大字奥内字近川、大字中野沢字穴明窪、大字中野沢字上山道、大字中野沢字中田道、大字中野沢字高梨子川代、大字中野沢字上田、大字中野沢字畑沢野の各一部

（三・四・九号高待二枚橋線）

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課及びむつ市まちづくり推進部都市計画課

四 縦覧期間

令和七年五月二十日から同年六月二日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良法の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、解散した八戸平原土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十九項の規定により公告する。

令和七年五月十九日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真 一

氏 名	住 所	就任の年月日
郷州 公典	三戸郡階上町大字角柄折字仁田三	令和七・四・一就任
根岸 文隆	八戸市南郷大字島守字上荒谷三三	〃
磯島 功	〃 大字鮫町字石株一〇	〃
住沢 久一	〃 南郷大字島守字世増一	〃
山内 忠夫	〃 〃 大字泉清水字浜渡四三の二	〃
阿部 範彦	三戸郡階上町大字金山沢字伴蔵八	〃
林 清祐	八戸市南郷大字大森字林崎後五の三	〃
柳沢 圭一	三戸郡階上町大字角柄折字柳平一五の六	〃
久保 雅庸	〃 〃 大字晴山沢字上城三	〃
奥沢 一英	八戸市大字松館字奥沢三三の三	〃

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第五項の規定により、株式会社金木自動車学校の行う運転免許取得者等教育の認定を取り消したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十二条に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月十九日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 取り消した運転免許取得者等教育の課程の区分
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第一号、第三号及び第六号に掲げる課程

二 取り消した年月日

令和七年五月十六日

青森県公安委員会告示第六十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の三第二項の規定により、株式会社金木自動車学校の行う運転免許取得者等教育の認定を取り消したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第十三条に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月十九日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 取り消した運転免許取得者等教育の方法の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第一号に掲げる方法

二 取り消した年月日

令和七年五月十六日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭